

令和6年度 岡山県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者**実践研修** 開催要領

1 目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の質の確保に必要な知識及び個別支援計画の作成・評価等の技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。

2 実施主体

岡山県（実施機関(委託先)：学校法人旭川荘）

3 受講対象者

岡山県内の指定障害福祉サービス事業所等（指定を受けようとする予定の事業者を含む。）においてサービス管理責任者若しくは児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするものであって、以下のいずれかに当てはまるもの。

- (1) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を修了した者（以下「基礎研修修了者」という。）のうち、基礎研修修了者となった日以後、本実践研修の受講開始日前5年間に通算2年以上、指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務（参考資料2、3のとおり）に従事した者

【参考資料2：サービス管理責任者の任用資格に係る実務要件】

【参考資料3：児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件】

- (2) 平成31年3月31日までに旧カリキュラムのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の各分野を修了し、同年4月1日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した者であって、両研修修了後、本実践研修の受講開始日前5年間に通算2年以上、指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において相談支援の業務又は直接支援の業務（参考資料2、3のとおり）に従事した者

【参考資料2：サービス管理責任者の任用資格に係る実務要件】

【参考資料3：児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件】

- (3) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了し、かつ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修を受講開始日においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件を満たした上で修了した者のうち、基礎研修修了者となった日以後、指定権者に届け出た上で、本実践研修の受講開始日前5年間に通算6月以上、指定障害福祉サービス事業所等において個別支援計画作成の業務に従事した者（参考資料4のとおり）

【参考資料4：実践研修の受講のために必要な実務経験の例外が認められるための要件について】

- (4) 平成31年3月31日までに旧カリキュラムのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の各分野を受講開始日においてサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の任用資格に係る実務要件を満たした上で修了し、同年4月1日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した者であって、両研修修了後、指定権者に届け出た上で、本実践研修の受講開始日前5年間に通算6月以上、指定障害福祉サービス事業所等において個別支援計画作成の業務に従事した者（参考資料4のとおり）

【参考資料4：実践研修の受講のために必要な実務経験の例外が認められるための要件に

ついて】

(5) 更新研修を修了すべき期限までに修了せず、資格を失効した者

平成31年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）及び旧カリキュラムのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（各分野）を修了した者で、令和6年3月31日までに、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修を修了しなかった者（令和6年4月1日以降、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格を失効した者）

※岡山県外の事業所に従事する方の申込は受け付けません。

※1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

(注意)経過措置によるみなし配置について

令和元年度～令和3年度に基礎研修修了者となり、現在、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者(以下、サビ児管という。)として従事(みなし配置)している方は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置修了後、実践研修を修了するまでの間はサビ児管として従事することができなくなります。

<例> 令和3年10月20日に岡山県で基礎研修を修了し、現在サビ児管として従事している場合

→ サビ児管として従事可能なのは、令和6年10月19日までです。

→ 同日までに実践研修を修了できなければ、令和6年10月20日以降はサビ児管として従事ができなくなります。その場合、その後、実践研修を修了することで、以降、再びサビ児管として従事することができます。

4 受講定員

各日程 100名 程度 (合計 200名 程度)

受講者の決定については「8 受講者の決定」を参照してください。

5 研修日程・会場

(1) 講義（3時間程度）は、次の日時で、オンデマンド方式で実施します。

※期日までに講義レポートが提出できなかった場合は演習への参加はできません。

日程	内容	日時
A日程	○講義動画URL通知	令和6年11月21日（木）午前中
	○講義動画配信期間	令和6年11月22日（金）午前9時～ 令和6年12月5日（木）午後4時
	○講義レポート期限	令和6年12月5日（木）午後5時
B日程	○講義動画URL通知	令和6年12月12日（木）午前中
	○講義動画配信期間	令和6年12月13日（金）午前9時～ 令和6年12月26日（木）午後4時
	○講義レポート期限	令和6年12月26日（木）午後5時

(2) 演習 (2日間)

日程	演習日	演習会場	定員
A日程	令和6年12月10日(火) 令和6年12月11日(水)	岡山県総合福祉・ボランティア ・NPO会館(きらめきプラザ) 301会議室 (受講者用駐車場なし)	各100名
B日程	令和7年1月15日(水) 令和7年1月16日(木)		

6 受講申込方法

【提出書類】 ※(1)~(3)すべての書類提出が必要です

(1) 別紙「(サビ管様式) 令和6年度岡山県サービス管理責任者**実践研修** 受講申込書」又は「(児発管様式) 令和6年度岡山県児童発達支援管理責任者**実践研修** 受講申込書」

※事業所代表者の推薦を受けた上で申し込んでください。

※講義動画のURL等をメールで通知するため、申込書にはメールアドレスを必ず記載してください。

※サビ管・児発管どちらか一方のみの申込としてください。

(2) 相談支援従事者初任者研修の修了証書又は受講証明書の写し

(3) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修修了証書の写し

※3(2)・(4)・(5)に該当する受講対象者の場合は、旧カリキュラムのサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了証書の写し

【提出先等】

(1) 受講申込書提出先 (封筒宛名)

〒703-8560 岡山市北区祇園866 学校法人 旭川荘事務局 川上

(2) 問合せ先

・申込方法などに関すること

学校法人 旭川荘事務局 川上 TEL 086-275-0145

・サビ管・児発管の任用資格に係る実務要件、及び、実務経験の例外の届出に関すること
各指定権者にご確認ください。

・その他本研修全般に関すること

岡山県 障害福祉課 障害福祉サービス班 池上 TEL 086-226-7345

7 申込期間

令和6年10月8日(火)まで

(当日消印有効)(FAX不可)

※期限を過ぎての受講申込書等の提出は受け付けませんのでご注意ください。

※申込期限以降は、申込内容の変更に関する申出は受け付けません。

★郵便料金が、令和6年10月1日から改定になりますので、料金不足で受取ができなくなる
ように、十分に注意してください。

8 受講者の決定

受講者の決定は、この事業の実施主体である岡山県と実施機関（事業受託者）である学校法人旭川荘で協議して行います。

定員を超える応募があった場合、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置を必要とする状況、事業所代表者の推薦順位等を考慮して選考します。

受講決定については、令和6年10月25日（金）を目途に、実施機関から事業所代表者宛に郵送で通知します。なお、選考結果についての問い合わせは受け付けません。

9 受講費用

(1) 教材費等の費用は、次のとおり受講者負担となります。

16,500円

受講費用の納入方法については、受講決定時に送付する所定の払込み用紙により期日までに事前に振り込んでいただく予定です。詳細は受講決定時に改めてお知らせします。

注) 納入いただいた研修参加費については、その後欠席等があった場合も返金できません。

(2) 参加に係る旅費、滞在費についても受講者負担となります。

10 修了証書

全ての研修課程を修了した者には、岡山県から修了証書を交付します。ただし、著しく受講態度が不良と判断した場合等は、修了証書を交付しない場合があります。

なお、研修修了者については、岡山県において修了者名簿を作成し、管理します。

11 その他

(1) 原則20分以上の遅刻・早退・中抜けは欠席とみなします。(特別な理由がある場合を除く。)

(2) 受講に際し障害等で配慮を必要とされる方は、申込書に記載いただくとともにお申し出ください。

